

○IR推進委員会規程

2025年3月6日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、内部質保証推進委員会規程第5条の規定に基づき、IR推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、関西大学（以下「本学」という。）が、教学上の計画立案、意思決定等に資するデータを組織的に収集・分析して学生の成長、内部質保証等に活用し、教育の質的向上を図ることを主たる目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の任務を行う。

- (1) 教学上のデータ収集・分析に関する事項
- (2) 学修成果の可視化に関する事項
- (3) 全学的な学生調査の設計・実施に関する事項
- (4) 学部・研究科等への情報提供に関する事項
- (5) 内部質保証推進委員会からの諮問に関する事項
- (6) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長（教育推進担当）
- (2) 学長補佐のうち1名
- (3) 教育推進部所属教育職員 若干名
- (4) 学事局長
- (5) 学事局所属事務職員 若干名
- (6) その他委員長が必要と認めた者 若干名

2 委員長は前項第1号の構成員をもって充て、副委員長は同項第2号及び第3号の構成員から、それぞれ1名をもって充てる。

3 第1項第3号、第5号及び第6号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 構成員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、授業支援グループ教学IR室が行う。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。